

会長談話

東日本大震災そして東京電力福島第一原子力発電所事故から9年を迎えて ～これからも被災者のみなさんとともに歩みます～

福島の大地と福島県民の健康に甚大な被害をもたらした東日本大震災（以下「震災」という。）そして東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）から9年を迎えました。

あらためて犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、未だふるさとに帰ることができずに厳しい避難生活を強いられている方々に心よりお見舞いを申し上げます。

時の経過とともに震災と原発事故の風化が進んでいる中、特に原子力災害被災地では、住民の帰還が進まず、町の再生とにぎわいの喪失とが併存しており、被災自治体では、住民や支援者のみなさんとともに町に新たな息吹をもたらすための闘いが続けられています。

国は、この10年目を復興・再生期間の総仕上げの年と位置付けてきましたが、特に福島県の復興状況に目を向けると、復興の達成目標にはさらに時間を要するとの判断から、復興庁の設置期間を10年間延長されることを閣議決定しました。

様々な支援策が終結期限を迎えつつある中、困窮する被災者、心のケアを必要とする被災者に対しては引き続き細やかにかつ丁寧な支援活動をしていく必要があります。原子力損害賠償請求については、未だ賠償請求をしていない方々、請求できることを知らない方々も少なくありません。

私たち福島県司法書士会では、これまでも県内各地で開催されている復興イベントにおいて相談事業を展開する等、常に現場に足を運んで、県民のみなさんの声に耳を傾けながら支援活動に努めてまいりました。

これからも、復興活動の縮小、また担い手が減少している中でも、引き続き現場で被災者の声を聴き、被災者の状況に応じた支援を関係機関とのネットワークを活かした取組み、被災地の復興にもその知見を活かした取組みも行います。

また、原発事故により被害に遭われた県民のみなさんのために、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立手続きの支援や、正確な情報提供をこれからも続けてまいります。

私たちは、常に県民のみなさんにとって、身近な存在である法律家としてあり続けていきたいと考えています。会員一同、福島県の復興を心より祈り、県民のみなさんと歩んでまいります。

令和2年(2020年)3月11日

福島県司法書士会 会長 角田 正志